

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成29年4月24日第33回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・雨田勇・上妻廣美

小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義

(選任) 久保田純一・日高信行・戸田和代・石堂季男

3. 欠席委員

(公選) なし

(選任) なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第5条申請について

日程 第4 議案第2号 非農地証明について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)みなさま、お疲れ様です。ただいまから、第33回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会 長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は13名、全員の出席で、定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議 長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、11番日高信行委員、12番下村委員を指名します。

(議 長)日程第2「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長)日程第3、議案第1号「農地法第5条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。1頁をお開きください。議案第1号順位1の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、借人、〇〇〇〇さん。住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地。貸人、〇〇〇〇さん。住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地。申請農地の表示、大字〇〇字〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番1。地目、畑、地積 1193 m²。転用目的、農家住宅。申請理由、現在借家住まいであり、自己の住まいを持ちたいので、父より申請地を借り受け住宅を建築し、一部を農・畜産業用資材等置き場として利用したい。融資証明書も提出されており実現性ありと思われま。土地利用規制等は、都市計画区域外、平成28年度に全体見直しの農振除外済みの農振農用地外です。10ha以上の農地の広がりがあり第1種農地の集落接続施設と考えます。棟数・面積等は、居宅 129.02 m²、倉庫 66 m²、計 195.02 m²です。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議長)次に第1項の順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)7番、戸田です。議案第1号順位1農地法第5条申請の現地調査について説明いたします。この案件につきましては、先般4月11日午前10時10分より、濱協会長、久保田委員、鮫島達委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん、立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、〇〇〇〇を空港に向かって、〇〇〇〇を右に折れます。〇〇の方に約1.5 kmくらいいったところを左に入ったすぐの土地です。申請人は、〇〇〇〇集落に借家住まいをしており、同集落で畜産業を営む父の農・畜産業に従事しております。借家住まいということであり、父親より申請地を借り受け自己の住宅を建築したいというものであります。周辺は第三者所有の宅地・山林・雑種地・及び道路であり、また父の住宅、畜産施設及び畑等もあります。排水計画においても合併浄化槽を設置し側溝へ放流します。被害防除計画記載の措置をとります。転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。資金計画においても、金融機関からの融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。現在、〇〇〇〇さんは畜舎から約1 km離れたところに借家住まいをしておりまして、畜産業というのは日夜とわずですごく大変な職業でありまして、どうしても畜舎の近くに家を建てたいということでもあります。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんも一緒に畜産業に励んでおります。農業従事者として一生懸命これからも頑張っていくものと思いますので、皆さんのご審議のほどをよろしくお願いいたし

ます。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第5条申請について」は、許可相当ということに決定しました。

(議長)次に、日程第4、議案第2号、「非農地証明について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第2号順位1の非農地証明について説明いたします。総会資料の2頁をお開きください。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目、畑、地積422㎡。申請人、〇〇〇〇さん。住所、中種子町〇〇〇〇番地1。申請理由、土地登記簿の地目は畑であるが、昭和60年頃から耕地として利用せず現況は畜産施設となっています。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員)10番、上妻です。議案第2号順位1の非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般4月11日午前9時20分より、濱脇会長、小山田委員、日高隆克委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん、立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、県道野間島間港線を〇〇〇〇集落に入りまして、70mくらい行きますと左手の方に〇〇〇〇さんの住宅があります。それを南へ〇〇mほどいったところに牛舎があります。申請理由は、登記地目は畑であるが昭和60年頃から耕地として利用せず、現況は畜産施設となっており、この申請となりました。畜産施設が建てて20年以上たっていることから、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)はい。

(議長)11番、日高信行委員、お願いします。

(委員)11番、日高です。この地目は、昭和60年当時は畑であったわけですか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。そうです。

(11 番委員)となると、早く言えば、5条申請をせずにつくったというわけですか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい、そうです。

(議 長)事務局長お願いします。

(事務局長)今、日高委員がおっしゃったように、これについては基本的には農地転用の違反案件です。さらに、普通であれば2、3年であれば、その追認というかたちで、建っていても申請は後から出してもらって、追認の許可を実際はするのですが、20年以上たっているので時効ということで、農業委員会としては、法律上は非農地というのではありませんが、運用というかたちで、20年以上たったものについては追認での4条だったり5条の許可までは必要ないということで、非農地証明ということで審議をしていただいて、決定いただいている状況でございます。

(議 長)よろしいでしょうか。

(11 番委員)はい。

(議 長)ほかに質疑・意見はありませんか。

(委 員)はい。

(議 長)どうぞ、3番。

(3 番委員)3番、雨田です。今、日高委員が説明したと重複するのですが、昭和60年に畜産施設をつくったということですが、その間二十何年ですよね。その間農業委員もおったはずですけども、ここは、私が〇〇〇〇さんに話をしたことがあるのですけれども、ここは農地になぜ畜産施設をつくるのかということもありましたけれども、私は担当ではないから、担当の農業委員がちゃんとするでしょうからということで、何年か前にそういう話がありました。会議には出しませんでしたが、本人にはですね。やはり、そういうのは、時効とかなんとかいえば仕方のないことですが、根本はこれだけ農地が厳しくなるのに、無断でそういうふうな施設を建てたりですね、私はこれは本当に、農地に関しては違反ですよ。だから、今後はもう少し厳しく取り締まりをして、農地だから、農地に返してくださいというようなところまで、私は厳しくいかんと、農業委員の人たちはこれから大変だろうと思います。一つ私が心配するのは、こういう土地が今後どんどん出てくると思います。無許可で物を建てたり何したりしてるのが。そういうことで、私はもう少し厳しくやったほうがいいのではないかと。それが農業委員の仕事だろうと思いますから。今後、もうこういうことのないようお願いをしておきます。

(議 長)はい、わかりました。今のは、お願いということでよろしいでしょう

か。

(3番委員)はい。

(議長)ほかに質疑はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第2号順位2の非農地証明について説明いたします。総会資料の3頁をお開きください。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目、畑、地積567㎡。申請人、〇〇〇〇さん。住所、中種子町〇〇〇〇番地1。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であるが、平成5年から耕地として利用せず現況は畜産施設になっています。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位2について、担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番上妻です。議案第2号順位2非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般4月11日午前9時20分より、濱脇会長、小山田委員、日高隆克委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん、立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、先程の議案第2号順位1で説明したところのとなりです。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であるが、平成5年から耕地として利用せず現況は畜産施設となっており、この申請となりました。畜産施設が建って20年以上たっていることから、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第2号、順位1から順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明について」の順位1から順位2については、許可することに決定しました。

(議長)次に、日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。総会資料の4頁をお開きください。承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。平成29年4月28日を公告日とする所有権移転3件、筆数19筆、利用権設定、貸借権8件、筆数27筆、面積110,769㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の5頁から25

頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認する事に、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成29年第33回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者